

## 治山・治水対策の推進及び災害復旧事業の財政措置について

九州部会提出  
説明担当 津久見市

近年、異常気象に起因した集中豪雨が頻発し、各地で大きな災害が発生している。これまでの豪雨による河川の氾濫や土砂崩壊などにより、建物の被災や孤立集落が多数発生したほか、道路の損壊や橋梁の流失など社会インフラにも甚大な被害を受けている。それら施設の復旧や地域の復興に向けて関係者が全力を挙げて取り組んでいくのはもちろんのこと、激甚化・頻発化する大規模な自然災害に対して事前の防災・減災対策をはじめとする諸施策を講じて強靱な国土創りを推進する必要がある。

このような災害に対する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく被災箇所原形復旧は、「従前の効用を復旧すること」が基本であり、元通りの復旧が不適当な場合や困難な場合は、形状、材質、構造など“質的”な改良が災害復旧事業として認められているところである。しかしながら、現行の河川等災害関連事業の採択基準では、「総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下」などとされており、再度災害の防止に向けた十分な改良工事を行うことが困難な場合がある。実際にこれまでの豪雨災害においては、流木など様々な要因が重なり、原形復旧箇所が再度被災した。また、記録的豪雨は、山林が有する水源涵養機能の限度を超過し立木のまま根こそぎ流失する事態に陥った。

さらに、被災市においては災害復旧にかかる事業費が一般財源を圧迫し、財政運営に大きなダメージを受けてきたところである。

よって、国においては、被災地の状況をよりの確に把握し、下記の事項について、既存の法制等に捉われることなく、迅速かつ万全な措置を講じるとともに、被災地の早期復旧に向けた取組を強化するよう強く要望する。

### 記

- 1 森林の荒廃等が進む中において、自然災害により市民の生命・財産が失われる事態が生じていることから、市民が安心して暮らせるよう、災害に強い林地とするための治山・森林整備事業を更に強力で推進すること。
- 2 被災していない箇所を含む一連区間において、河川の拡幅や河床掘削、堤防の嵩上げなど、再度の災害を防止する観点から施設機能の強化等を図る「改良復旧事業」の採択基準を緩和すること。

- 3 被災地の早期復旧を図るため、復旧事業に対する十分な予算を確保するとともに、災害復旧事業債のうち過年補助災害に係る地方債充当率を現年補助災害への充当率と同率とすること。
- 4 老朽化した農業用施設の改修・更新における地方負担が大きいため、更なる財政支援の拡充を行うこと。